



広報 小美玉

おみたま

1

発行日 26.1.16

あけまして
おめでとーございます

第 94 号

目次 OmitamaInformation

- 市長より新年のあいさつ…………… 2
- 平成 25 年分の確定申告受付開始… 3～6
- 民生委員を紹介します…………… 10～12
- 小美玉市の国際交流へ vol.8…………… 15
- 公共交通アンケートへご協力を… 16～17
- 明るい選挙ポスター優秀作品…………… 19
- ご存知ですか？成年後見制度⑧…………… 20
- 今月の掘り出し小美玉 vol.6…………… 28

❗ 中面におみたまカードが入っています ❗

1 2 月 2 2 日、小川公民館でしめ縄作りが行われました。参加者は自分で縄をなって、思い思いのしめ縄を作り上げました。

しめ縄には年神様を迎え、厄を追い払うという願いが込められています。2014年が皆様にとって幸多い年となりますように。

迎春



小美玉市長 島田 穰一

明けましておめでとございます。

市民の皆さまには、輝かしい新春を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。旧年中は市政推進にあたり、深いご理解と温かいご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、小美玉市が誕生して早8年を迎えようとしています。

今日、社会構造の変化に伴う急激な人口減少や少子高齢化が進行し、情報や人をはじめあらゆるものが急速にグローバル化しています。このような情勢の中で、本市の豊かな自然と皆さまの暮らしを支える環境を守り、後世に残していくためには市民・企業・行政が一体となって様々な課題にスピーディーに取り組む必要があります。

平成20年3月に「小美玉市総合計画」を策定し、対話と協調を基本として計画的な行政運営に取り組んでまいりました。そして、昨年3月にまちづくりの指針となる総合計画の後期基本計画を策定し、合併後のまちづくりに向けた新たなスタートを切ったところでございます。

この中で、私はこれまで取り組んできた「協働と連携」によるまちづくりを更に推進するための重点施策として、「市内外における交流の活性化」、「市民生活における幅広い視点に立った安全・安心の充実」、「市内のコミュニティの深化」の3つの柱を掲げるとともに7つの基本目標による新たな市政運営を進めるといたしました。

第一に「市内外における交流の活性化」では、引き続き均衡ある地域振興を図るため、空港周辺の空の交流エリア、羽鳥駅を中心とした陸の交流エリア、霞ヶ浦湖畔の水の交流エリアを中心に事業を展開してまいります。

本年の取組みとしましては、まず「空のえき」そ・ら・

らをオープンし、茨城空港への来訪者との交流を図りながら、産業・情報の交流と本市の魅力を発信して「小美玉ブランド」を創出してまいります。

また、羽鳥駅の橋上化の整備を軸とする東西駅前広場の整備と駅舎など工事に関する協議など基本設計を進めます。また、霞ヶ浦沿岸地域の環境保全を図りつつ、桜並木の整備など交流空間と観光資源の形成を目指してまいります。

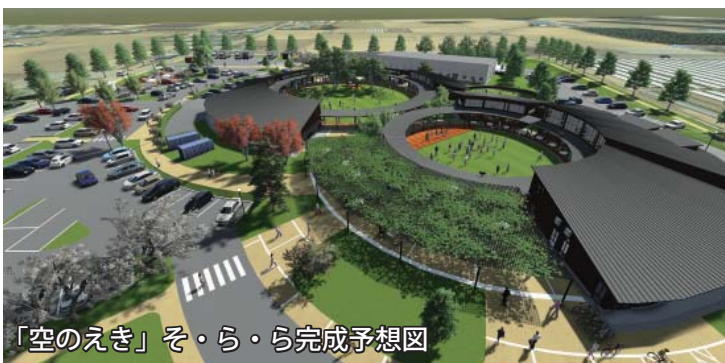
第二に「市民生活における幅広い視点に立った安全・安心の充実」としましては、防災行政無線の戸別受信機の市内全域設置と小中学校をはじめ、各公共施設の耐震化を進めてまいります。

第三に「市内のコミュニティの深化」であります。誰もが安心して暮らせるよう、各種予防接種や子育て分野における保育委託などの各種福祉事業に取り組んでまいります。

「午年」は干支の中で最も生命力が強く、太陽が頂上に昇る年といわれております。平成26年はまさに、市民活動

を大きく躍進させるものと期待しております。そして、将来都市像である「人が輝く水と緑の交流都市」の構築のためには、市民の皆さまのまちづくりへの参加と協力が何より重要であります。皆さまには引き続き変わらぬご支援を心よりお願い申し上げます。

結びに、本年が皆さまにとりまして幸多い素晴らしい年でありますよう心からお祈り申し上げます。新年のごあいさつといたします。



「空のえき」そ・ら・ら完成予想図

平成25年分の住民税・所得税の 申告受付がはじまります

2月17日（月）から、住民税・所得税の申告受付が始まります。

今年も市内3会場で申告相談を受け付けますので、ぜひご利用ください（日時・会場については4ページの日程表（地区の指定日について）をご覧ください）。

開催期間の『午前の受付』は、各会場とも来場者が集中するため大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなることが予想されますのであらかじめご了承ください。

1. 実施場所

- ①小川会場…小川総合支所裏側の建物 1階（小川4-11）
- ②美野里会場…美野里公民館 1階大会議室（堅倉835）
- ③玉里会場…玉里総合支所 1階玄関ロビー（上玉里1122）

2. 実施要領

※各会場共通

①受付期間…2月17日（月）～3月17日（月）の平日

※ただし、2月22日（土）、3月1日（土）は申告相談を実施します。

②受付時間…8：30～16：00

※ただし、3月7日（金）と3月14日（金）は、受付時間を19：00まで延長します。

※申告会場内の警備の都合上、早朝から特に開場し受け付けを開始することはありません。

③相談時間

【午前の相談】11：00までに受け付けした方まで。ただし、混み具合によっては、11：00までに受け付けした方でも午後からの相談となる場合があります。

【午後の相談】13：00から開始し、16：00までに受け付けした方が終了するまで

※ただし、3月7日（金）と3月14日（金）は、19：00までに受け付けした方の終了までとします。

3. 申告が必要な方（例）

- ①給与所得者の方で、年末調整が済んでいない方
- ②事業所得（農業・営業・不動産）がある方
- ③土地や建物を売却した収入がある方
- ④医療費控除を受ける方
- ⑤一時所得や雑所得があった方
- ⑥平成25年中に一定のローンでマイホームを新・増築または購入された方（住宅借入金等特別控除）

注

市役所や税務署から申告書の通知が無くてもその年の状況や所得の内容で、住民税や所得税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

4. 持参していただくもの

※下記はあくまで一例であり、申告の内容により異なります

主なもの	印かん・給与や年金の源泉徴収票・支払証明書・国民年金保険料等領収書・生命保険料および地震保険料控除証明書・口座番号が分かるもの・医療費控除を受ける場合は病院や薬局等の領収書など
事業所得者	上記『主なもの』のほか、事業の収入と支出が分かるもの
住宅借入金等特別控除	上記『主なもの』のほか、建物の登記簿謄本・住民票抄本・年末残高証明書・業者との契約書（ケースによりご用意いただく書類に違いがありますので不明な場合は事前にお問い合わせください）

5. 注 意

- ①事業所得者（農業・営業・不動産）の方については、あらかじめ収入と支出の内訳を費目ごとに集計し『収支内訳書』へ記載した上で、申告をお願いします。
- ②この申告内容が平成26年度の市県民税や国保税等の算定基礎となりますので収入が無かった方も申告をお願いします。→7ページをご覧ください。
- ③医療費控除の適用を受ける場合は、事前に年間医療費を計算し所定の『医療費の明細書』に記載した上で申告をお願いします。
- ④青色申告・消費税申告・贈与税申告は、市の3会場では一切受付できませんので、水戸税務署の署外会場「中央ビル4階」（京成百貨店ななめ向かい）で申告してください。

■ 地区の指定日について

会場名	小美玉市内	水戸税務署
受付期間	2月17日(月)～3月17日(月)の平日 ※ただし、2月22日(土)と3月1日(土)は平常通り開催します。	2月12日(水)～ 3月17日(月)の平日 ※ただし、2月23日(日) と3月2日(日)は開催
受付時間	8:30～16:00 ※ただし、3月7日(金)と3月14日(金)は『午後の受付』を19:00まで延長します。	8:30～16:00
相談時間	《午前の相談時間》11:00までに受け付けをした方まで 《午後の相談時間》13:00から相談を開始し、16:00までに受付をした方が終了するまで ※ただし、3月7日(金)と3月14日(金)の『午後の相談』は19:00までに受付をした方が終了するまで	9:00～17:00
受付内容	◆全ての住民税申告 ◆一般的な所得税申告(白色の農・工・商事業者や不動産所得がある申告、還付申告全般) ※青色申告・消費税申告・贈与税申告は、市の3会場では受付できませんので水戸税務署で申告願います。	◆全ての所得税申告 ◆消費税申告 ◆贈与税申告

場 所	小川会場			美野里会場			玉里会場			水戸税務署(署外会場)		
	小川総合支所 裏側の建物1階			美野里公民館1階 大会議室			玉里総合支所1階 玄関ロビー			中央ビル4階(京成百貨店 ななめ向かい)		
2月17日	月	小川・下馬場・小埜	堅倉・小岩戸・鶴田	下玉里・川中子	地区指定なし							
2月18日	火	小川・下馬場・小埜	堅倉・小岩戸・鶴田	下玉里・川中子	地区指定なし							
2月19日	水	小川・下馬場・小埜	西郷地・柴高・三箇 橋場美・中台	下玉里・川中子	地区指定なし							
2月20日	木	野田・世楽	西郷地・柴高・三箇 橋場美・中台	高崎	地区指定なし							
2月21日	金	野田・世楽	張星・高田・手堤 大笹・寺崎・先後	高崎	地区指定なし							
2月22日	土	通常通り受付(地区指定なし)	通常通り受付(地区指定なし)	通常通り受付(地区指定なし)	閉場							
2月23日	日	閉場	閉場	閉場	通常通り受付(地区指定なし)							
2月24日	月	中延・宮田・佐才 上吉影・下吉影	部室・納場・江戸・羽刈	上玉里	地区指定なし							
2月25日	火	中延・宮田・佐才 上吉影・下吉影	部室・納場・江戸・羽刈	上玉里	地区指定なし							
2月26日	水	中延・宮田・佐才 上吉影・下吉影	部室・納場・江戸・羽刈	上玉里	地区指定なし							
2月27日	木	飯前・上合・与沢	竹原・竹原下郷・竹原中郷 中野谷・上馬場・花野井	東田中・田木谷	地区指定なし							
2月28日	金	飯前・上合・与沢	竹原・竹原下郷・竹原中郷 中野谷・上馬場・花野井	東田中・田木谷	地区指定なし							
3月 1日	土	通常通り受付(地区指定なし)	通常通り受付(地区指定なし)	通常通り受付(地区指定なし)	閉場							
3月 2日	日	閉場	閉場	閉場	通常通り受付(地区指定なし)							
3月 3日	月	倉敷・幡谷・川戸・外之内	羽鳥・小曾納	東田中・田木谷	地区指定なし							
3月 4日	火	倉敷・幡谷・川戸・外之内	羽鳥・小曾納	栗又四ヶ	地区指定なし							
3月 5日	水	百里・山野	羽鳥・大谷	栗又四ヶ	地区指定なし							
3月 6日	木	百里・山野	羽鳥・大谷	栗又四ヶ	地区指定なし							
3月 7日	金	地区指定なし ※受付時間を19:00 まで延長	地区指定なし ※受付時間を19:00 まで延長	地区指定なし ※受付時間を19:00 まで延長	地区指定なし							
3月 8日	土	閉場	閉場	閉場	閉場							
3月 9日	日	閉場	閉場	閉場	閉場							
3月10日	月	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし							
3月11日	火	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし							
3月12日	水	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし							
3月13日	木	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし							
3月14日	金	地区指定なし ※受付時間を19:00 まで延長	地区指定なし ※受付時間を19:00 まで延長	地区指定なし ※受付時間を19:00 まで延長	地区指定なし							
3月15日	土	閉場	閉場	閉場	閉場							
3月16日	日	閉場	閉場	閉場	閉場							
3月17日	月	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし	地区指定なし							

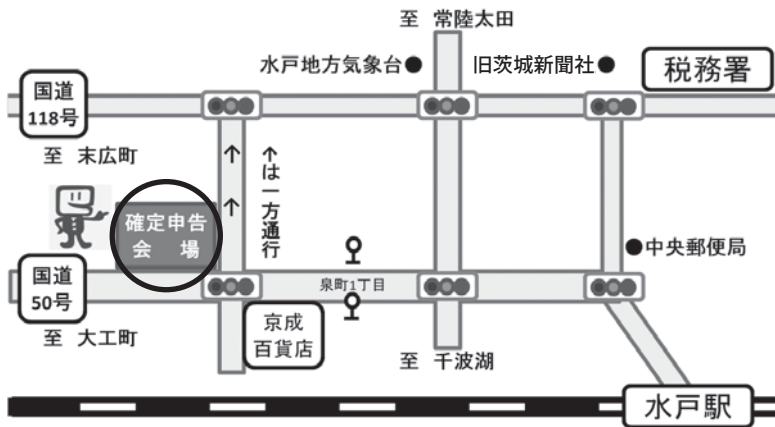
「地区指定なし」の日は大変混雑しますので、なるべく地区指定日にご来場ください。

水戸税務署で行う確定申告会場のご案内

確定申告の会場が変わります

昨年までは「ショッピングセンター mimo」4階でしたが、平成25年分の確定申告会場は泉町2丁目（京成百貨店ななめ向かい）「**中央ビル4階**」です。

※会場施設には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。



会場までのご案内

【徒歩】

水戸駅北口から徒歩25分

【バス】

水戸駅北口から④、⑤、⑥、⑦番バス乗り場

大工町方面「泉町一丁目」バス停下車

※④番から出発する「水戸市内循環バス」は「外回り」をご利用ください。

確定申告相談会場のご案内

開設期間	平成26年2月12日(水)～3月17日(月) ※土、日曜日を除きます。 ※平成26年2月23日(日)と同年3月2日(日)の日曜日に限り、当会場において確定申告用紙の配布、申告相談、確定申告書の受付及び納付相談(納税以外)を行います。 ※開設期間中、水戸税務署の庁舎では申告相談を行っていませんのでご注意ください。
場所	水戸市泉町2-3-2 中央ビル4階(京成百貨店ななめ向かい)
受付時間	8:30～16:00 ※会場が混雑している場合には受け付けを早めに締め切ることがありますのであらかじめご了承ください。
相談時間	9:00～17:00
その他	<ul style="list-style-type: none">中央ビル入口は、国道50号線一方通行の道路に入った左側にあります(入口に案内板が設置してあります)。当会場では、納税の取り扱いはありません。会場等に関するご不明な点は、水戸税務署までお尋ねください(会場施設へのお問い合わせはご遠慮ください)。
参考事項	<ul style="list-style-type: none">○平成25年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受け付けは、平成26年2月17日(月)から同年3月17日(月)までです(還付申告は平成26年2月14日(金)以前でも行えます)。○個人事業者の方の平成25年分消費税及び地方消費税の確定申告の相談及び申告書の受け付けは、平成26年1月6日(月)から同年3月31日(月)までです。○平成25年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受け付けは、平成26年2月3日(月)から同年3月17日(月)までです。

←次ページへ

申告書はご自分で作成し、郵送等で早めに 水戸税務署へ提出してください

申告書の作成に当たっては、「確定申告の手引き」をご覧くださいか、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」（画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税・消費税及び贈与税の申告書や決算書などが作成できます）をご利用いただくと便利です。

◆ 〇公的年金を受給している方へ ◆

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

また、確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。詳しくは、水戸税務署にお問い合わせください。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

～東日本大震災による雑損控除の 申告を行う方へ～

東日本大震災により、家屋・塀・墓石などに被害を受けた方は雑損控除の対象となる場合があります。雑損控除の申告の際には持参していただく書類がありますので、必ず事前に水戸税務署にご確認ください。

● ● ● ～復興特別所得税について～ ● ● ●

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率をかけて計算した金額です。

【例】算出された所得税額が10万円の方の場合

（所得税額）	（復興特別所得税）	（所得税及び復興特別所得税の額）
100,000円	+ (100,000円 × 2.1%)	= 102,100円

～平成26年度個人住民税についてのお知らせ～

〇個人住民税均等割税率が変わります

平成26年度から平成35年度まで、東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため、市民税と県民税の均等割は、それぞれ年額500円の引き上げが行われます。

現行 5,000円（市民税3,000円 県民税2,000円）

⇒平成26年度から 6,000円（市民税3,500円 県民税2,500円）

【問い合わせ】

◎住民税の申告、一般的な所得税の申告について
小美玉市 税務課 税務係 ☎：48-1111（内線1124・1123）

◎所得税、消費税、贈与税の申告全般について
水戸税務署 個人課税部門 ☎：029-231-4211（代表）
※平成26年1月6日からは自動音声案内で案内します。
所得税・消費税及び贈与税等の確定申告に関するご相談は「0」を、一般の税金に関するご相談は「1」を、それ以外のお問い合わせは「2」を選択してください。

収入がなかった場合でも 市県民税の申告が必要な場合があります

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料などの軽減がされる場合があります】

【申告が必要な方は】

- ・国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方（加入者本人が申告、または扶養に入った申告）
- ・同一世帯内の世帯主（世帯主本人が両保険に加入していない場合でも必要です）

【未申告になりますと】

- ・平成26年度の保険税（料）が軽減に該当する所得の場合でも、制度の適用を受けられません。
 - ・平成26年8月から医療費の自己負担限度額が高くなる場合があります。
- （注意：後期高齢者医療保険の限度額判定には、同一世帯内全員の申告が必要となります）

【問い合わせ】

- ◎国民健康保険に関すること
医療保険課 国保年金係 ☎：48-1111（内線 1102・1103・1109）
- ◎後期高齢者医療保険に関すること
医療保険課 医療福祉係 ☎：48-1111（内線 1106・1108）

心身に障がいをお持ちの方へ ～自動車税減免申請の出張窓口が開設されます～

茨城県では、身体障がい者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がい等級や自動車の所有者等が一定の要件を満たす場合には、心身に障がいのある方のために使用する自動車に係る自動車税及び自動車取得税を減免する制度を設けています。

減免申請は管轄の県税事務所で年間を通じて受け付けていますが、下記の日程で市に出張窓口を開設しますので、減免申請を行う際はご利用ください。

詳細については、茨城県総務部税務課ホームページをご覧ください。下記の県税事務所までお問い合わせください。

●出張窓口

○平成26年2月4日（火）
受付場所 小美玉市役所 1階 相談室
（堅倉835）
受付時間 10:00～12:00
13:00～15:00

○平成26年2月13日（木）
受付場所 小川総合支所 1階 会議室
（小川4-11）
受付時間 10:00～12:00
13:00～15:00

（注）新車、中古車新規登録にかかる減免や自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に管轄の水戸または土浦県税事務所自動車税分室でお願いします。

●必要な書類

- ・障がい者手帳等（原本）
- ・納税義務者の印鑑（認印可）
- ・運転者の運転免許証（コピー可・免許証両面）
- ・自動車の車検証または納税通知書
- ・生計を一にすることを示す書類（住民票等）

※減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、下記の県税事務所まで必ずお問い合わせください。

【問い合わせ】水戸県税事務所 収税第二課 ☎：029-221-6768

茨城県総務部税務課ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/zeimu.htm>

国民年金加入者の方へ 国民年金の種別変更の届出をお忘れなく

国民年金には、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方が、職業や収入を問わず加入します。国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類に分けられ、届出は加入時だけでなく種別が変わったときにも必要です。

種別変更の届出を忘れると年金が受け取れないこともありますので、忘れずに行いましょう。

■加入種別

種別	対象者
第1号被保険者	自営業、農林漁業者、フリーアルバイター、無職の方、学生など
第2号被保険者	会社員、公務員など
第3号被保険者	会社員などに扶養されている配偶者

■届出が必要になるのはこんなとき

こんなとき	被保険者の種別	届出先	持ち物
20歳になったとき	第1号	市役所	①日本年金機構からきた封書等 ②印鑑
厚生年金保険や共済年金への加入者が20歳になったとき	第2号		※勤務先から厚生年金保険等の資格取得届を提出されているので、国民年金の届出は不要です。
就職して、厚生年金保険や共済年金に加入したとき	第1号（または第3号）から第2号へ変更	勤務先	※勤務先にお問い合わせください。
収入減・結婚などにより、厚生年金保険や共済年金に加入している配偶者の扶養になったとき	第1号から第3号へ変更	配偶者の勤務先	※配偶者の勤務先にお問い合わせください。
60歳になる前に退職したとき	第2号から第1号へ変更	市役所	①年金手帳（基礎年金番号通知書） ②退職証明書や離職票など退職の日付を証明できる書類 ③印鑑
配偶者が勤務先を退職したとき	第3号から第1号へ変更	市役所	①年金手帳（基礎年金番号通知書） ②扶養からはずれた日付を確認できる書類（資格喪失証明書など） ③印鑑
収入増・離婚などにより、厚生年金保険や共済年金に加入している配偶者の扶養からはずれたとき	第3号から第1号へ変更	市役所	①年金手帳（基礎年金番号通知書） ②扶養からはずれた日付を確認できる書類（資格喪失証明書など） ③印鑑
60歳以上で任意加入したいとき	任意加入者（※）	市役所	①本人と配偶者の年金手帳（基礎年金番号通知書） ②預金（貯金）通帳 ③通帳の印鑑 ④戸籍謄本（不要な場合もあります）

こんなとき	被保険者の種別	届出先	持ち物
海外へ転出する方が、小美玉市から住所を異動するとき	(資格喪失)		※特に手続きはありません。
海外へ転出する方が、引き続き国民年金に加入するとき	第1号から任意加入者(※)へ変更	市役所	①年金手帳(基礎年金番号通知書)
海外から小美玉市へ転入し、住所を有するようになったとき	第1号	市役所	②印鑑

※任意加入者(希望で加入できる方)とは…

- ・海外に住んでいる日本人で20歳以上60歳未満の方。
- ・60歳以上65歳未満の方で、60歳になるまでに老齢年金受給資格期間25年を満たしていない方、既に満たしているが年金額を増やしたい方。(高齢任意加入)
- ・生年月日が昭和40年4月1日以前の方で、老齢年金受給資格期間25年を満たしておらず、65歳以上70歳未満の間で受給資格期間を満たす方。(特例任意加入)

■届出先

医療保険課国保年金係、小川総合支所総合窓口課、玉里総合支所総合窓口課

【問い合わせ】

医療保険課 国保年金係 ☎：48-1111 (内線 1105)
日本年金機構水戸南年金事務所 ☎：029-227-3251

日本脳炎・麻しん風しん混合(MR) 予防接種を受けましょう



日本脳炎ワクチン 予防接種

【対象者】

第1期…生後6カ月～90カ月(3回)
(標準的な年齢)

- ・1期初回…3歳から4歳までに6～28日間隔で2回接種
- ・1期追加…4歳から5歳までの間に1回接種(1期終了後概ね1年の間隔)

第2期…9歳以上13歳未満(1回)
(標準的な年齢)

- ・9歳から10歳までに1回接種

【接種費用】

無料(対象年齢を過ぎると有料になります)

※ただし平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は満20歳まで接種できます。

※平成7～18年度に生まれた方は、平成17～21年度に、日本脳炎の予防接種差し控えのため、受ける機会を逃していることがあります。母子健康手帳などをご確認いただき、未接種の方で7歳、8歳、9歳、10歳になる方は1期の、18歳になる方は2期の日本脳炎予防接種を受けましょう。

麻しん風しん混合(MR) 予防接種

【対象者】

第1期…生後12カ月～24カ月に至るまで
(1歳児)

第2期…小学校入学前の1年間
(保育園・幼稚園年長児)
(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)

【第2期対象者の接種期限】

平成26年3月31日まで

【接種費用】

無料(対象年齢を過ぎると有料になります)

【各予防接種の受け方】

- ◆予防接種指定医療機関にて個別接種(医療機関により要予約)
- ◆持参するもの 予診票および母子健康手帳
- ◆麻しん風しん混合・日本脳炎予防接種をご希望の方で予診票をお持ちでない方は、発行します。母子健康手帳をお持ちのうえ、下記問い合わせ先にお越しください。

【問い合わせ】

健康増進課 健康増進係(四季健康館内) ☎：48-0221 (直通)
小川保健相談センター ☎：58-1411
玉里保健福祉センター ☎：48-1111 (内線 3310)

民生委員児童委員一斉改選に伴う

感謝状および委嘱状伝達式が

行われました

民生委員児童委員の全国一斉改選に伴い、12月2日に四季文化館（みのり）で退任者へ感謝状が、新任・再任の委員へ委嘱状が渡されました。

新任・再任合わせて89名の新しい委員の皆さんは、平成28年11月30日までの3年間、地域に根ざした相談、支援活動の中で、人々が抱えるさまざまな課題の解決に向けご尽力いただきます。

民生委員児童委員を

紹介します

民生委員児童委員は、地域住民の福祉向上のために、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者で、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねています。

また、委員の中には、児童福祉の問題を専門的に担当する主任児童委員がいます。

民生委員児童委員は、日々の暮らしの中で悩んだり心配したりしている方の身近な相談相手として、地域を支える活動をしている方々です。

あなたは、こんな悩みごと心配ごとはありませんか？

○ひとり暮らしで生活に不安がある。

○子育て、介護で苦しんでいる。

○経済的に生活がとても苦しい。

○いじめや虐待を受けている。

○その他、福祉サービスについて。

このような福祉に関するお悩みや心配ごとがありましたら、お近くの民生委員児童委員に気軽に相談ください。民生委員児童委員には守秘義務がありますので、個人の秘密は守られます。



小川地区

担当区域	氏名	電話番号	担当区域	氏名	電話番号
本田町	高橋 通	58-3311	上合・前野	佐川 利衛	53-0034
大町・中田宿・雷神宮舎・雷神住宅	高野 順子	58-2336	下吉影宿	小松崎 勇一	52-1614
川岸	山本 洋	58-3250	下吉影本田・下吉影荒地	伊藤 征夫	52-1817
橋向・横町	沼田 陽子	58-2018	貝谷・南原・下吉影古新田	井川 泰子	52-1005
坂上・坂下	我妻 英吉	58-2984	与沢	長島 洋治	54-0431
二本松	伊能 善久	58-2594	倉数川前	近藤 弘子	54-0907
下馬場・小塙	藤本 芳一	58-3611	倉数川向・与沢百里	笹目 壽子	54-0244
立延・中根	鈴木 美代子	58-4675	外之内	戸塚 静子	54-0151
宮田・下田	押手 利江	58-3455	幡谷・羽木上	岡根 せつ子	58-3442
新林・野田古新田・野田宮舎	貝塚 博美	58-2738	山野	代々木 喜孝	58-0191
稲荷坪・隠谷・野田本田	田村 ユキ子	58-3215	川戸	井手 和子	58-0264
鷺沼・伏沼	小林 守	58-1664	清水頭・百里自営・百里開拓	藤岡 徳太郎	58-1860
世楽	小林 富男	53-0232	山川・山川住宅	水野 孝四郎	58-1873
佐才	藤崎 千秋	53-0382	田中台・小川ニュータウン	幡谷 恵	58-6789
上吉影・みのり台・上吉影住宅	岡野 啓一	52-1631	主任児童委員（北中学区）	田山 久夫	52-1527
飯前・前原・東山団地	野原 八重子	53-0840	主任児童委員（南中学区）	戸塚 映子	58-2438

美野里地区



担当区域	氏名	電話番号	担当区域	氏名	電話番号
堅倉の一部	細井 正子	48-1024	竹原(上町・横町・裏町・大正池・町田・弓削)	島田 政則	47-0534
堅倉の一部	大堤 康男	48-0312	中野谷	額賀 惣善	47-0752
中丸・大曲・西明地	吉野 和子	48-1278	上馬場・竹原中郷	竹内 昌信	47-0350
小岩戸・上小岩戸	小出 正巳	48-0544	小曾納・大谷	横田 佳夫	47-0832
西郷地	井坂 佑	48-1050	花野井	島田 征二	49-1613
清風台	米澤谷 英春	48-0134	中台・竹原(坂下)	宮内 誠男	47-0272
柴高	井坂 隆一	48-1810	希望ヶ丘	倉田 昭敏	47-0872
上鶴田・下鶴田・長砂	伏見 義春	48-2955	金谷久保・羽鳥	海老澤 貞子	46-4662
三箇	藤枝 房雄	48-2668	高場・脇山の一部	市村 満子	46-1450
張星・五万堀の一部	坂本 孝	48-2320	脇山	島田 光男	36-9393
部室	福田 太公	48-0104	花館・中峰	村田 ふく	46-0534
納場・江戸	柳田 一夫	48-1875	駅前	渡邊 弘明	46-1754
江戸住宅(公民館側)	新妻 洋子	46-0277	駅前の一部・羽鳥の一部	谷内 親	46-1701
江戸住宅(中央公園側)	鍵谷 文男	46-0875	東平	笹目 八重子	46-0651
羽刈・五万堀	加納 祥一	46-2186	旭・脇山の一部	菊池 裕	46-2187
北浦(納場地番)	西堀 みつえ	46-1009	市営住宅・羽刈前	緑川 實	46-2133
北浦(羽刈地番)	清水 由雄	46-1006	十二所	有馬 輝子	46-5680
高田・手堤・大笹	岩渕 勇	48-2769	羽鳥東	本間 秀雄	46-6184
寺崎	飯塚 正夫	48-1916	主任児童委員(羽鳥・竹原地区)	横山 洋子	46-3388
先後・橋場美	鈴木 守	48-1091	主任児童委員(堅倉・納場地区)	川島 先則	48-1826
竹原下郷・竹原(仲町)	稲田 弘	49-1553			

玉里地区



担当区域	氏名	電話番号	担当区域	氏名	電話番号
岡・川中子	石橋 吉生	58-0480	新田木谷・第二東宝	鈴木 公子	58-2370
大井戸・平山	鈴木 美知子	58-4637	栗又四ヶ	遠藤 文雄	58-4855
上高崎	片岡 公子	26-3474	第三東宝・野村田池	後藤 敏彦	26-2319
下高崎	高崎 孝男	26-4754	新高浜第一の北部・みどり野	大口 孝	26-0539
玉里中台	関 とみ江	26-1724	新高浜第一の南部・玉里団地	繁藤 洋一	26-3940
松山	千葉 定衛	58-0615	新高浜第二	石内 豊造	26-7909
大宮	鶴町 みち子	58-2647	主任児童委員(玉里全域)	狩谷 重男	26-3194
田木谷・田木谷駅前	植田 康雄	58-2358	主任児童委員(玉里全域)	小玉 知子	58-3880

退任した皆さん



退任された28名の方々には、長年にわたり民生委員児童委員として地域の福祉増進と福祉行政の発展にご尽力いただき、心から感謝を申し上げます。退任されても、これまでの経験を生かし福祉の向上のためご支援ご協力をお願いいたします。

お世話になりました

菊池 陽子	千葉 幸子	沼田 マサ	山本 國男	鏑谷 よし江	菊地 龍夫	中島 千鶴子
榎戸 いつ子	栗林 ムツ	久保田 智子	平本 章	江幡 文男	井坂 幸雄	清水 義男
保田 彦而	篠原 明正	中村 一男	倉田 武男	福田 ゆかり	根本 啓	久保田 隆子
山口 正枝	長谷川 せつ	小松 與士則	川俣 静江	大槻 尚男	遠藤 良夫	大塚 恵士

お住まいの地域の民生委員児童委員がわからないときには下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

- ◎小川地区：福祉事務所 小川支所 ☎：48-1111 (内線 2112)
- ◎美野里地区：福祉事務所 美野里支所 ☎：48-1111 (内線 4008)
- ◎玉里地区：社会福祉課 社会福祉係 ☎：48-1111 (内線 3224)

人権相談を開催します

いじめ、差別、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣とのもめ事など、さまざまな人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。

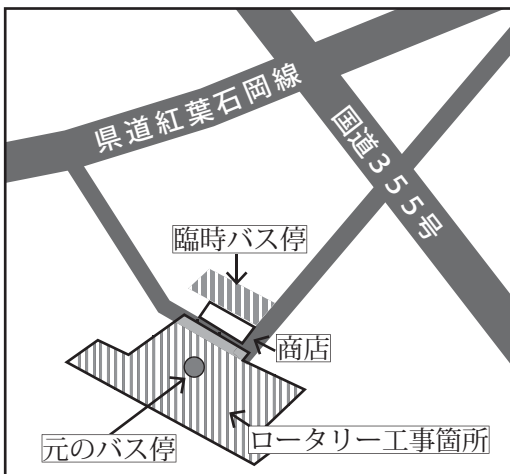


- 【日時】 2月6日(木) 10:00~15:00
- 【場所】 玉里保健福祉センター(上玉里1122)

【問い合わせ】

社会福祉課 社会福祉係 ☎：48-1111 (内線 3224)

小川駅バス停が一時移転します



市内循環バス及び一般路線バスのバス停留所である小川駅バス停が、バスロータリー整備工事に伴い一時移転します。利用者の皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- 【対象となるバス】 市内循環バス、一般路線バス
- 【臨時バス停場所】 左図のとおり
- 【臨時バス停期間】 3月20日(木)まで

【問い合わせ】

都市整備課 特定事業推進室
☎：48-1111 (内線 1413)